

三木町農業委員会

令和 8 年 4 月 定例総会議事録

三木町農業委員会

令和8年4月定例総会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和8年4月20日
(会議時間) 13:30～15:28
(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 15名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
12番	鈴木	勤
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 美馬一生事務局長
2. 大森和人課長補佐
3. 岩嶋裕美副主幹
4. 大西哲哉主任主事

関係者（香川県農地機構）

1. 多田玉紀参事

（１）農地法関係

（別紙）議案書

- 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第４号 農地中間管理事業法第１９条の２の規定による農地利用集積計画について
- 議案第５号 地域計画変更申出に係る意見聴取について
- 報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について
- 報告第２号 使用貸借にかかる農地返還通知について

（２）香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

（３）「令和９年度 農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」県提出への意見について

13時30分 開会

- 事務局 ただいまから、4月の農業委員会定例会を開会いたします。本日阿部委員、地下委員より欠席のご連絡をいただいております。また、本日の出席委員数は、17人中15人であり過半数の出席をいただいておりますことをご報告いたします。開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶および議事録署名委員指名)
- 事務局 ありがとうございました。それでは高尾会長、引き続き議事進行よろしく申し上げます。
- 会長 それでは、次第に沿って始めたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 それでは地区担当委員の補足説明をお願いします。
4-1 だが、受人は他市町村で農業経営を行っているが町内では今回が初めてということであり、今後も定期的に見にいきたいと思っております。
- 岡田委員 4-2 だが、渡人は労働力不足により経営が困難になっており農地の売買を検討していたところ話がまとまったもので特に問題はないかと思われます。
- 原内委員 4-3 だが、渡人の高齢化に伴い農地の売買を検討していたところ話がまとまったもので、特に問題はないかと思われます。
- 会長 議案第1号について、質問がある方はいらっしゃいますか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。賛成するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、第2号農地法第4条及び議案第3号第5条申請について関連がありますので事務局より続けて説明をお願いします。ただし、議案第3号第5条申請4-2については後程別途審議したいと思います。
- 事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第2号及び第3号について併せて説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。
【議案第2号及び第3号（4-2 除く）について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 本件は現地調査に行っていますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。
- 川田委員 それでは、現地調査の報告を行います。4月分の農地法関連の申請について、去る令和8

年4月13日（月）の午前9：00から4条申請5件、5条申請3件の計8件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、藤澤委員、私（川田委員）、事務局2名の計7名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請番号4-2、4-3、4-4、4-5及び5条申請番号4-3です。これらの案件につきましては既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで始末書が添付されており周辺農地への影響もありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で現地調査の報告をおわります。

会長 はい。ありがとうございました。それでは担当地区の委員の方の補足説明がありましたらお願いします。

松田委員 4条申請4-1だが、内容確認をしました。特に問題はないかと思われま

会長職務代理 4条申請4-2だが、無断転用ではあるが始末書も添付されており特に問題はないかと思われま

沖藤委員 4条申請4-3だが、無断転用ではあるが始末書も添付されており特に問題はないかと思われま

平井委員 4条申請4-4、4-5、5条申請4-3だが、無断転用ではあるが始末書も添付されており特に問題はないかと思われま

川田委員 5条申請4-1だが、内容確認をしました。特に問題はないかと思われま

会長 議案第2号、3号について他に質問のある方いらっしゃいますか。

古市委員 5条申請4-3について、平成13年頃に分家住宅が造成されたということだが、その段階では使用貸借権が設定されなかったのか。

事務局 平成13年に住宅を造成した際に使用貸借権を設定したが、住宅が隣の農地に越境していたことが今回判明したため、その部分について使用貸借権を設定するものです。

委員一同 （他に質問なし）

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第2号農地法第4条申請、第3号農地法第5条申請（4-2除く）について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第3号農地法第5条申請4-2について事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請4-2について説明しま

【議案第3号農地法第5条の規定による許可申請4-2について朗読】

以上、説明を終わります。

会長 はい。ありがとうございました。この件に関しては水利組合と改良区の同意書が提出されておりません。これに関して事務局より補足説明をお願いします。

事務局 施設の内容としては、畜舎、ミルキーパーラー、堆肥舎、育成牛舎がメインになりま

す。畜舎の中に事務室、合併浄化槽につながったトイレがあります。畜舎、牛舎から出る牛の糞尿はおが屑で吸い取って堆肥舎に置く予定なので浄化施設の方で処理されることはありません。畜舎の浄化槽については搾乳に用いた機械の洗浄水が処理されるので、牛のし尿が処理施設に流れたり外部に出ることはありません。地元からは排水、臭気、害虫、地下水等に関して懸念が出ております。計画地域の下流には井戸水を飲料水、生活用水として利用している家庭も多く、処理水の水質が法律で定められた基準値以下であっても容認できないとの意見に対しては、設置予定の浄化槽は他地域で既に導入実績があり処理水の水質も基準値を遥かに下回っており、さらに浄化槽は地上設置型であり牛舎の床もコンクリート舗装をするので地下水への汚染リスクは非常に低いとのことです。農業用水路は灌漑を目的とした施設であり事業用牛舎の排水を放流させることは水路の設置目的・維持管理を考えた場合適切ではないとの意見に対しては、実際には家庭用浄化槽で処理された水や生活排水を流している状況で事業用牛舎の排水のみを適切ではないとするのは難しいのではないかと思います。処理水に含まれる糞尿由来の窒素、リンによる外来性植物の異常繁茂が水路で発生するのではないかとこの意見に対しては、前述のように糞尿はおが屑に混ぜて堆肥化され汚水として処理することはなく、また処理水も基準値を遥かに下回る水質まで浄化されるので問題はないとのことです。臭気については、臭気物質の消臭、分解、吸着等の対策や糞尿のこまめな処理を実施します。また施設は住宅地から離れた高地にあること、臭気物質であるアンモニアは空気より軽いので拡散作用により大幅に軽減できるものと考えているとのことです。害虫については、現在同程度の距離で別経営体の堆肥舎が稼働しているが、臭気、害虫に関する苦情は発生しておらず、定期的な害虫駆除等の対応をすれば問題はないと考えているとのことです。打ち抜き井戸を掘削した場合の地下水への影響については、現在高松市で同規模以上の牛舎が地下水を利用して運営されているが下流域での地下水の減少は報告されていません。また三木町でも地下水を利用している施設がありますが近隣の井戸が枯れたという話は聞いていません。地下水の保全は地域の財産として配慮する問題と認識しており、取水量を少しでも抑えるためにも処理水や雨水の活用を進めたいと考えているとのことです。また、水質汚濁防止法に関する届出や三木町土地開発事業の調整に関する条例に関する協議については、関係機関と現在協議中と聞いております。

会長 ありがとうございます。事務局からの補足説明にもあった通り、この件につきましては地元からの反対意見書、それに対する転用事業者からの回答書も出ております。香川県の農地転用の進め方について農地転用の許可申請については水利組合と土地改良区の同意書がないことを理由に拒否することはできない運用規則があり、それに則り事務局では申請を受理しました。これについて質問のある方いらっしゃいますか。

古市委員 付近に給食センターがあるが、町としては、そちらへ何らかの影響があると考えているのか。

事務局 給食センターが最新の建物・設備なので、害虫等の侵入の心配はないだろうということです。

事務局 転用事業者側と地元住民側の話し合いは何回か行われてきたが、反対の立場をとる人が話し合いの場に出席せず、考えを伝えられないでいる。今後は水利組合の会合に出席するなどの予定があると聞いており、そこで前進があればと期待しています。この件は農業委員会の方で判断することもあるが、水質基準等に関しては県の方が承認することであり、その審査は現在行っています。地元住民の理解、水質基準等に関する県の審査を経て最終的には転用の許可が下りるものと考えております。農業委員会としても、畜産振興の観点からこの件は重要であると考えております。

会長 様々な意見が出ているが、農業委員会としては申達したいと考えております。その旨に賛成の委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で申達したいと思います。続きまして議案の第4号農地中間管理事業法の規定による農用地利用集積計画についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第4号農地中間管理事業法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。
【番号 03-03 番から朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 説明ありがとうございました。
新規物件については、農業委員さんに情報は入っていないものもあると思います。ご確認をお願いします。全体的にご質問がございましたらお願いします。

森委員 18-18について、賃借料が反当たり 1877 円と半端な金額なのは何故か？

農地機構 合計面積で 8000 円位の金額にしてほしいということで、反当たりの金額がこのようになっています。

古市委員 16-16 について、サルナシは 3 年で収穫までできるのか？

農地機構 以前から栽培されているものの引継ぎになるので大丈夫だと思います。

鈴木委員 26-26 について、期間が 1 年なのは何故か？最低 3 年なのではないか。

農地機構 5 年の誤りです(R8.6.1－R13.5.31)。失礼いたしました。訂正をお願いします。

委員一同 （他に質問なし）

会長 それでは議案第4号農地中間管理事業法の規定による農用地利用集積計画について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第5号地域計画変更申出に係る意見聴取についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第5号地域計画変更申出に係る意見聴取について説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。
【議案第5号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 議案第5号について質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは議案第5号地域計画変更申出に係る意見聴取について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

会長 ありがとうございます。全会一致で承認ということにさせていただきます。それでは、審議事項が終了したので、次に報告事項についてです。報告第1号農地法第18条、第2号使用貸借返還通知について、続けて事務局よりお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の17ペー

ジをご覧ください。報告第1号農地法第18条の規定による通知について説明します。

【報告第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

続けて議案書の19ページをご覧ください。報告第2号使用貸借返還通知について説明します。

【報告第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告事項ですが、何かご質問はございますか。

委員一同 （質問なし）

会長 質問がないようなので以上で報告事項を終わります。
それでは香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。
令和8年3月分について、農地法第4条につきましては、香川県三木町ともに0件です。
農地法第5条につきましては、香川県が6件、21,070.00 m²、三木町は2,742.00 m²でございます。以上となるが、その他質問等ありませんか。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは、続きまして次第の（3）、「令和9年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」県提出への意見について事務局より説明をお願いします。

事務局 【令和9年度農地等利用の最適化の推進に関する改善意見について朗読】

会長 ただいま説明がありました「令和9年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」県提出への意見について、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員一同 （質問なし）

会長 審議事項は以上となりますので、事務局へ進行をお返しします。

事務局長 高尾会長、議事進行お疲れ様でした。続きまして、その他として事務局から連絡事項がありますので、お聞き取りください。

事務局 それでは、その他の連絡事項といたしまして、5月の行事予定等についてお知らせいたします。

【行事予定について通知】

連絡事項は以上でございます。

事務局長 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 （挨拶）

事務局長 以上を持ちまして令和8年第4回農業委員会定例総会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

15時28分 閉会